

## 焼津市建設工事手持ち数取扱要領

焼津市が発注する建設工事において、建設工事品質の確保及び建設工事現場の安全確保のため、建設業者の請負う建設工事の数についての取扱いを次のとおり定める。

(手持ち工事の制限)

第1条 焼津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業者が元請けとして受注した当初契約金額 130 万円以上で建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に規定する工事以外の工事について、1 人の主任技術者が担当することができる工期が重なる工事（以下「手持ち工事」という。）の数は、3 件以内とする。

(制限の例外等)

第2条 次の各号に該当する場合は、各号の定めにより取扱うものとする。

- (1) 密接な関連のある同一または近接した場所で施工される二つ以上の工事であって、先行して契約締結した工事以外が一者随意契約により締結される工事について、同一の主任技術者が担当する場合は、それぞれの工事を通じて1件とみなすことができるものとする。
- (2) 焼津市建設工事請負契約約款第 20 条の規定に基づき中止の手続きが書面により行われている工事は、手持ち工事の数に含めないものとする。
- (3) 災害復旧の緊急を要する工事など特に市長が認める工事については、手持ち工事の数に含めないものとする。
- (4) 当初契約金額が 130 万円未満であって、変更契約により契約金額が 130 万円以上となった工事については、手持ち工事の数に含めないものとする。

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 10 月 20 日より施行する。